

判決年月日	平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成24年(行ケ)10314号		

○発明の名称を「高透明性非金属カソード」とする本件発明について、引用発明並びに公知技術及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものであるとした審決の判断に対して、判決では、引用例に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、本件優先権主張日当時の技術常識に基づいて、審決が認定した引用発明が認定できる程度に、引用例にその技術事項が開示されているということとはできないとして、審決による引用発明と本件発明との一致点の認定は誤りであり、この点は相違点であって、審決には相違点を看過し、当該相違点についての判断を遺脱した違法があるとして、審決が取り消された事例。

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件は、原告らの有する発明の名称を「高透明性非金属カソード」とする特許（本件発明）について、被告から特許無効審判請求がされ、特許庁が、本件発明は引用発明並びに副引例及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明することができたものであって、特許法 2 9 条 2 項及び 1 2 3 条 1 項 2 号により特許を無効とするとした審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概略、次のように判示して、本件審決を取り消した。

特許法 2 9 条 2 項適用の前提となる同条 1 項 3 号は、「特許出願前に…頒布された刊行物に記載された発明」については特許を受けることができないと規定するところ、上記「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには、同刊行物に当該物の発明の構成が開示されていることを要することはいうまでもないが、発明が技術的思想の創作であること（同法 2 条 1 項参照）に鑑みれば、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術事項が開示されていることを要するものというべきである。

したがって、本件においても、引用例 1 に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、本件優先権主張日当時の技術常識に基づいて、「常温でリン光を発光する有機電界発光素子」を見いだすことができる程度に、引用例 1 にその技術事項が開示されているといえなければならない。

しかるに、引用例 1 には、有機電界発光素子から得られた発光にリン光が含まれていたことについては一切記載されていないし、「常温でリン光を発光する有機電界発光素子」に該当する化学物質の具体的構成等、その技術的思想を実施し得るに足る技術事項について何らかの説明をしているものでもない。また、本件優先権主張日当時、有機 E L デバイスにおいて、いかなる化学物質が、常温でもリン光が観測される有機色素として第 2 の有

機色素に選択され、この第2の有機色素が、第1の有機色素の非放射性の励起三重項状態からエネルギーを受け取り、励起三重項状態に励起して、この励起三重項状態から基底状態に遷移する際に室温でリン光を発光するのかが、当業者の技術常識として解明されていたと認めるに足る証拠もない。

そうすると、引用例1に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、本件優先権主張日当時の技術常識に基づいて、「常温でリン光を発光する有機電界発光素子」を見いだすことができる程度に、引用例1にその技術事項が開示されているということとはできない。

以上によれば、引用例1に、「常温でもリン光が観測される有機色素があり、これを第2の有機色素として用いることにより、電極に電圧を印加することによって、第2の有機色素は、第1の有機色素の非放射性の励起三重項状態から励起エネルギーを受け取って励起三重項状態となり、かつ励起三重項状態から常温でリン光を発光する有機電界発光素子」が記載されていると認定し、「前記発光層は、電荷キャリアーホスト材料と、前記電荷キャリアーホスト材料のドーパントとして用いられる燐光材料とからなり、前記有機発光デバイスに電圧を印加すると、前記電荷キャリアーホスト材料の非放射性励起子三重項状態のエネルギーが前記燐光材料の三重項励起状態に移行することができ、且つ前記燐光材料の前記三重項励起状態から燐光放射線を室温において発光する有機発光デバイス」である点で一致するとした本件審決は誤りであり、上記の点は、少なくとも本件発明との相違点であるというべきである。そのため、本件審決には、上記相違点を看過し、当該相違点についての判断を遺脱した違法があるから、取り消されなければならない。